

資料 4

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建 物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、 鉄骨部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構 築 物	新設等		_____		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
機 械 装 置	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機 械 装 置	新設等		_____		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
工 具 器 具 備 品	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
	購 入			○	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
工 具 器 具 備 品	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、 機械装置、工具器具備品の 改築・改造等		いわゆる 「模様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。